

男鹿市告示第20号

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可した鮎川自治会の告示事項に変更があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月17日

男鹿市長 菅原 広二

記

1 変更の内容

代表者の氏名及び住所

薄田 靖

男鹿市五里合鮎川字鮎川20番地

2 変更年月日

令和5年1月29日